

自己資本比率に関する事項

三井住友フィナンシャルグループ

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては、平成21年3月末から先進的内部格付手法を採用しております。なお、平成20年3月末は基礎的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

また、「自己資本比率に関する事項」については、自己資本比率告示等に基づいて作成しており、「自己資本比率に関する事項」以外で用いられる用語とは内容が異なる場合があります。

連結自己資本比率に関する事項

■ 連結の範囲に関する事項

1. 連結自己資本比率算定のための連結の範囲

- ・ 連結子会社の数 288社
主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」(74ページ)に記載しております。
- ・ 連結自己資本比率算出のための連結の範囲は連結財務諸表における連結の範囲に基づいております。
- ・ 比例連結の方法を用いて連結の範囲に含めている関連会社はありません。
- ・ 銀行法第52条の23の定める従属業務を専ら営む会社並びに新たな事業分野を開拓する会社のうち連結の範囲に含めていないものはありません。

2. 控除項目に関する事項

- ・ 控除項目の対象となる非連結子会社の数 230社
主要な会社名 エスエムエルシー・マホガニー有限会社
(業務の内容：匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者)
SBCS Co., Ltd.
(業務の内容：出資・コンサルティング業務)
- ・ 控除項目の対象となる金融業務を営む関連会社の数 103社
主要な金融業務を営む関連会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」(74ページ)に記載しております。

3. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る特別な制限等はありません。

4. 控除項目対象会社のうち、規制上の所要自己資本を下回る会社名称、下回った額の総額

該当ありません。

■ 自己資本の構成に関する事項 (連結自己資本比率 (第一基準))

当社は連結自己資本比率の算定に関し、「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号)に基づき、あす監査法人の外部監査を受けております。

なお、当該外部監査は、連結財務諸表の会計監査の一部ではなく、連結自己資本比率の算定に係る内部管理体制の一部について、外部監査人が、当社との間で合意された手続によって調査した結果を当社宛に報告するものであります。外部監査人が連結自己資本比率そのものの適正性や連結自己資本比率の算定に係る内部統制について意見表明するものではありません。

(単位：百万円)

項目		平成20年3月末	平成21年3月末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,420,877
	うち非累積的永久優先株 ^{(注)1}	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	57,826	57,245
	利益剰余金	1,740,610	1,245,085
	自己株式(△)	123,989	124,024
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	60,135	21,059
	その他有価証券の評価差損(△)	—	14,649
	為替換算調整勘定	△27,323	△129,068
	新株予約権	43	66
	連結子会社の少数株主持分	1,643,903	2,147,100
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,217,010	1,763,294
	営業権相当額(△)	262	200
	のれん相当額(△)	178,383	186,592
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	44,045	42,102
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	17,590	
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	4,429,121	4,335,085	
繰延税金資産の控除金額(△) ^{(注)2}	47,657	—	
計	(A)	4,381,464	4,335,085
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{(注)3}		458,260	525,580
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	334,313	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	37,220	37,211
	一般貸倒引当金	59,517	80,374
	適格引当金が期待損失額を上回る額	67,758	—
	負債性資本調達手段等	2,523,062	2,303,382
	うち永久劣後債務 ^{(注)4}	998,288	762,580
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{(注)5}	1,524,774	1,540,802	
計	(B)	3,021,872	2,420,968
うち自己資本への算入額		3,021,872	2,420,968
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額	(C)	—	—
控除項目	控除項目 ^{(注)6}	(D)	737,792
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	6,665,543
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	49,095,397	41,703,547
	オフ・バランス取引等項目	10,239,755	7,693,647
	信用リスク・アセットの額	(F)	59,335,152
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%)	(G)	430,220
	(参考) マーケット・リスク相当額	(H)	34,417
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%)	(I)	3,351,976
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(J)	268,158
旧所要自己資本の額に自己資本比率告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	(K)	—	
計	((F) + (G) + (I) + (K))	(L)	63,117,349
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		10.56%	11.47%
(参考) Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)		6.94%	8.22%
連結総所要自己資本額 = (L) × 8%		5,049,387	4,218,120

- (注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成20年3月末現在360,303百万円、平成21年3月末現在310,203百万円であります。
2. 繰延税金資産の純額に相当する額は平成20年3月末現在933,481百万円、平成21年3月末現在830,370百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成20年3月末現在885,824百万円、平成21年3月末現在867,017百万円であります。
3. 自己資本比率告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。なお、基本的項目の額に対する当該優先出資証券の額の割合は平成20年3月末現在10.45%、平成21年3月末現在12.12%であります。
4. 自己資本比率告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
5. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(参考)

信用リスク・アセットの額の算出において基礎的内部格付手法を採用した場合の平成21年3月末の連結自己資本比率(第一基準)は、10.27%であります。

(※)

「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。)及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。

なお、当社は、平成21年4月28日開催の取締役会決議に基づき、SB Equity Securities (Cayman), Limitedが発行した優先出資証券を平成21年6月30日付で全額償還いたしました。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注1) 」又は「支払不能事由 ^(注2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注1) 」又は「支払不能事由 ^(注2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注1) 」又は「支払不能事由 ^(注2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^(注4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^(注5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注6) 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注4) と同格	当社優先株式 ^(注4) と同格	当社優先株式 ^(注4) と同格

- (注) 1. 清算事由
清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。
2. 支払不能事由
債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。
3. 監督事由
当社の自己資本比率又はTier 1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。
4. 当社優先株式
自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。
5. 分配可能額
直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。
6. 処分可能分配可能額
当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

三井住友フィナンシャルグループ
自己資本比率に関する事項

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注)4) と同格	当社優先株式 ^(注)4) と同格	当社優先株式 ^(注)4) と同格

(注) 1. 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2. 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3. 監督事由

当社の自己資本比率又はTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5. 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6. 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited		
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券		
償還期限	定めず		
任意償還	Series A	平成31年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	
	Series B	平成31年7月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	
	Series C	平成28年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	
	Series D	平成26年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	
	Series E	平成31年7月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	
	Series F	平成28年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	
	Series G	平成26年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	
発行総額	698,900百万円	Series A	113,000百万円
		Series B	140,000百万円
		Series C	140,000百万円
		Series D	145,200百万円
		Series E	33,000百万円
		Series F	2,000百万円
		Series G	125,700百万円
払込日	Series A、B、C及びD	平成20年12月18日	
	Series E、F及びG	平成21年1月22日	
配当率	Series A	固定(ただし、平成31年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	
	Series B	固定(ただし、平成31年7月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	
	Series C	固定(ただし、平成28年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	
	Series D	固定(ただし、平成26年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	
	Series E	固定(ただし、平成31年7月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	
	Series F	固定(ただし、平成28年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	
	Series G	固定(ただし、平成26年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	
配当日	毎年1月25日及び7月25日		
配当停止条件	<p>強制配当停止事由</p> <p>① 当社に「清算事由^(注)1)」又は「支払不能事由^(注)2)」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由^(注)3)」に抵触する場合、又は、当社優先株式^(注)4)が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。</p>		
配当制限	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。		
分配可能額制限	「分配可能額 ^(注)5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注)6) 」に等しい金額となる。		
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。		
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注)4) と同格		

- (注) 1. 清算事由
清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。
2. 支払不能事由
債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。
3. 監督事由
当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。
4. 当社優先株式
自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。
5. 分配可能額
直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。
6. 処分可能分配可能額
当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Equity Securities (Cayman), Limited (“SBES”)		
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券		
償還期限	定めず		
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日（ただし金融庁の事前承認が必要）		
発行総額	340,000百万円	Series A-1 Series A-2 Series B	315,000百万円 5,000百万円 20,000百万円
払込日	Series A-1 Series A-2 Series B	平成11年2月26日 平成11年3月26日 平成11年3月1日	
配当率	Series A-1 Series A-2 Series B	変動（金利ステップ・アップなし） 変動（金利ステップ・アップなし） 固定（ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし）	
配当日	毎年6月・12月の最終営業日		
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される（停止された配当は累積しない）。 ①「損失吸収事由」 ^{(注)1} が発生した場合 ②当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} への年間配当予定額の合計額以下となる場合 ④当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合		
配当制限	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。		
分配可能金額制限	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益／予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内であればならない ^{(注)4} ^{(注)5} 。		
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」①ないし③、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。		
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格		

(注) 1. 損失吸収事由

当行につき、①自己資本比率／Tier 1比率の最低水準未達、②債務不履行、③債務超過、又は④「管理変更事由」((a)清算事由(清算、破産又は清算的公司更生)の発生、(b)会社更生、会社整理等の手続開始、(c)監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、又は当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし①の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3. 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案

当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内であっても、当該現事業年度の翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益をもとに計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内で支払われる。

5. SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券（「案分配当証券」）を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内であればならない。

3. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし、平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^(注2) を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^(注4) を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以内に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^(注5) を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^(注4) 若しくは配当減額指示 ^(注7) がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^(注8) (もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 (x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 ^(注5) 又は配当減額指示 ^(注7) がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書 ^(注2) が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来する場合には、監督期間配当指示 ^(注4) に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1. 株式会社関西アーバン銀行最優先株式
株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2. 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。
支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産

を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより（発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても）超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4. 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a) 当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b) 配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5. 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

6. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a) 日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合（会社法に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。）又は (b) 日本の管轄裁判所が (x) 日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは (y) 日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7. 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

8. 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式（本優先出資証券を除く。）。

■ 所要自己資本の額

(単位：億円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
事業法人向けエクスポージャー（除く特定貸付債権）	29,434	27,826
ソブリン向けエクスポージャー	428	284
金融機関等向けエクスポージャー	1,373	1,616
特定貸付債権	2,275	2,281
事業法人等向けエクスポージャー	33,510	32,006
居住用不動産向けエクスポージャー	3,368	3,456
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1,236	950
その他リテール向けエクスポージャー	3,839	3,925
リテール向けエクスポージャー	8,443	8,331
経過措置適用分	2,453	1,608
PD/LGD方式適用分	531	555
簡易手法適用分	597	711
内部モデル手法適用分	104	3
マーケット・ベース方式適用分	701	714
株式等エクスポージャー	3,686	2,877
信用リスク・アセットのみなし計算	2,415	1,805
証券化エクスポージャー	1,641	1,257
その他	3,253	2,817
内部格付手法適用分	52,947	49,094
標準的手法適用分	6,776	6,565
信用リスクに対する所要自己資本の額	59,723	55,659
金利リスク・カテゴリー	69	31
株式リスク・カテゴリー	2	4
外国為替リスク・カテゴリー	20	7
コモディティ・リスク・カテゴリー	—	—
オプション取引	—	—
標準的方式適用分	92	42
内部モデル方式適用分	253	170
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	344	213
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,682	2,451
所要自己資本の額合計	62,749	58,323

- (注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本とは、標準的手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%、内部格付手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額を計算したものに相当します。なお、自己資本控除を求められるエクスポージャーについては、当該控除額を所要自己資本額に加えております。
2. ポートフォリオの区分は、保証等の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の区分で記載しております。
3. 「証券化エクスポージャー」には、標準的手法を適用する「証券化エクスポージャー」も含まれております。
4. 「その他」には、リース見積残存価額、購入債権（含む適格購入事業法人等向けエクスポージャー）、長期決済期間取引、その他資産等が含まれております。

■ 内部格付手法に関する事項

1. 内部格付手法を使用する範囲

当社は、平成21年3月末から先進的内部格付手法を使用しております。当社と同様に、先進的内部格付手法を使用する連結子会社は以下のとおりであります。

(1) 国内

株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社、SMBC信用保証株式会社

(2) 海外

欧州三井住友銀行、カナダ三井住友銀行、ブラジル三井住友銀行、インドネシア三井住友銀行、SMBCリース・ファイナンス会社、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド、アジアSMBCキャピタル・マーケット会社

なお、SMBCファイナンスサービス株式会社については、基礎的内部格付手法を使用しております。

また、平成21年3月末において標準的手法を使用している連結子会社のうち、株式会社みなと銀行については、平成22年3月末から基礎的内部格付手法に移行する予定であり、三井住友ファイナンス&リース株式会社、株式会社関西アーバン銀行については、当初、平成22年3月末から基礎的内部格付手法に移行する予定でしたが、現在、移行時期の見直しを行っております。

(注) 先進的内部格付手法を使用する連結子会社が設立し実質的に管理を行っているSPC(特別目的会社)、投資事業有限責任組合等の連結子会社については、先進的内部格付手法を使用しております。また、株式等エクスポージャーについては、標準的手法を使用する連結子会社が保有するエクスポージャーを含め、当社グループ全体で先進的内部格付手法を使用しております。

2. 資産区分別のエクスポージャーの状況

(1) 事業法人等向けエクスポージャー

①事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

- ・「事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー」には、国内、海外の一般事業法人、営業性個人(国内のみ)、政府、公共法人、金融機関等宛の与信が含まれております。なお、賃貸アパートに対するローン等の事業性ローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資は、原則として「リテール向けエクスポージャー」に含めておりますが、与信額1億円超の先に対するものは、自己資本比率告示に従い、「事業法人向けエクスポージャー」に含めております。
- ・債務者格付は、取引先の決算書等から格付モデルを利用して判定した財務格付を出発点とし、実態バランスシートや定性項目等を加味して付与しております(格付制度、手続の詳細は37ページをご参照ください)。国内の事業法人等と海外の事業法人等とでは、実績デフォルト率の水準や、格付毎のポートフォリオの分布状況に差異があるため、下表のとおり、格付体系を別にして国内法人等にはJ1からJ10、海外法人等にはG1からG10の格付を付与し、適用するデフォルト確率(以下、「PD」という)もそれぞれで設定しております。
- ・上記のような財務格付を出発点とした原則的な格付付与手続の他に、親会社の信用力に基づく格付や、外部格付機関が公表する格付を出発点として判定する格付を付与する場合があります。また、国、地方公共団体や、特殊な存立基盤・財務内容を有する等、通常の格付モデルに適さない法人等は、債務者の属性に応じた格付区分(例えば「地方公共団体等」)に分類しております。また、営業性個人向け与信、事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資には、それぞれ別の格付モデルを開発して専用の格付を付与しております。
- ・信用リスク・アセットの額の計算に適用するPDの推計値は、債務者格付毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。PDの推計並びに検証には社内データの他、外部データ等を用いております。デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたもの(債務者に対する「破産更生債権及びこれに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること)を用いております。
- ・また、信用リスク・アセットの額の計算に適用するデフォルト時損失率(以下、「LGD」という)の推計値は、デフォルト債権の過去の損失実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

債務者格付		定義	債務者区分
国内法人等	海外法人等		
J1	G1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先
J2	G2	債務履行の確実性は高い水準にある。	
J3	G3	債務履行の確実性は十分にある。	
J4	G4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J5	G5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J6	G6	債務履行は現在問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。	
J7	G7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。	要注意先
J7R	G7R	うち要管理先	要管理先
J8	G8	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
J9	G9	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
J10	G10	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先

イ. ポートフォリオの状況

(ア) 国内事業法人等

(単位：億円)

	平成20年3月末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	188,266	135,637	52,630	—	—%	0.10%	44.74%	—%	23.61%
J4-J6	136,575	106,472	30,103	—	—	1.10	41.31	—	69.45
J7 (除く J7R)	18,206	15,886	2,320	—	—	11.50	42.34	—	174.93
国・地方等	150,131	138,544	11,587	—	—	0.00	41.65	—	0.49
その他	61,582	53,092	8,490	—	—	1.54	43.29	—	74.03
デフォルト (J7R、J8-J10)	9,376	9,056	320	—	—	100.00	42.77	—	—
合計	564,137	458,687	105,450	—	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成21年3月末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	228,964	164,403	64,560	41,249	75.00%	0.09%	34.11%	—%	18.11%
J4-J6	117,854	91,536	26,318	5,104	75.00	1.32	29.16	—	50.90
J7 (除く J7R)	22,412	19,380	3,033	784	75.00	11.86	30.38	—	126.04
国・地方等	200,251	199,369	882	106	75.00	0.00	35.04	—	0.18
その他	53,484	47,679	5,805	1,367	75.00	1.50	38.41	—	63.05
デフォルト (J7R、J8-J10)	13,154	12,436	719	62	100.00	100.00	54.85	53.20	20.64
合計	636,119	534,803	101,317	48,673	—	—	—	—	—

- (注) 1. 平成21年3月末より先進的内部格付手法に移行したことに伴い、CCF (未引出額に乗ずる掛目) 及びEL_{default}を開示項目に加えております。
2. 「その他」には、与信額が1億円超の事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資のほか、信用保証協会の保証付融資、公共法人や任意団体宛融資、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

(イ) 海外事業法人等

(単位：億円)

	平成20年3月末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	212,439	128,617	83,822	—	—%	0.17%	39.04%	—%	27.20%
G4-G6	9,857	7,448	2,408	—	—	1.71	44.42	—	106.65
G7 (除く G7R)	1,760	797	963	—	—	23.72	44.89	—	239.05
その他	755	572	184	—	—	1.38	44.89	—	112.32
デフォルト (G7R, G8-G10)	709	249	460	—	—	100.00	44.63	—	—
合計	225,520	137,683	87,837	—	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成21年3月末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	228,630	145,946	82,684	30,623	75.00%	0.14%	30.24%	—%	17.28%
G4-G6	9,759	7,683	2,076	1,456	75.00	1.76	34.30	—	81.87
G7 (除く G7R)	4,592	3,169	1,423	631	75.00	19.85	32.42	—	170.42
その他	1,070	632	438	203	75.00	1.09	40.16	—	86.42
デフォルト (G7R, G8-G10)	2,707	2,608	99	15	100.00	100.00	73.74	66.19	94.41
合計	246,759	160,039	86,720	32,927	—	—	—	—	—

②特定貸付債権

ア. 格付付与手続の概要

- 「特定貸付債権」は、自己資本比率告示に定められた「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「コモディティ・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付け」及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け」に分けられます。「プロジェクト・ファイナンス」には発電プラントや交通インフラ等、特定の事業に対する信用供与で、当該事業からの収益のみを返済原資とするもの、「オブジェクト・ファイナンス」には航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、「事業用不動産向け貸付け」及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け」には不動産ノンリコースローンに代表される不動産ファイナンスが含まれております。「コモディティ・ファイナンス」については、平成21年3月末現在、該当はありません。
- これらの「特定貸付債権」には、プロダクツ毎に、格付モデルや定性評価に基づいて、予想損失率を軸とした格付を付与しております。これらは、「債務者格付」と同様に10段階に区分しておりますが、PDを軸とする「債務者格付」とは定義が異なります。また「特定貸付債権」の信用リスク・アセットの額は、事業法人等向けエクスポージャーと同様の要領で計算しておりますが、自己資本比率告示に定められたPDの適用要件を満たさない案件については、予想損失率を軸とした案件格付等を下表の自己資本比率告示に定められた5区分（以下、「スロットティング・クライテリア」という）に紐付けすることにより計算しております。

イ. ポートフォリオの状況

(ア) スロットティング・クライテリア適用分

a. 「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

	リスク・ウェイト	平成20年3月末			平成21年3月末		
		プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け	プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け
優	(残存期間2年半未満)	50%	1,234	73	4,233	1,072	83
	(残存期間2年半以上)	70%	5,830	675	7,050	7,711	1,631
良	(残存期間2年半未満)	70%	283	—	534	225	—
	(残存期間2年半以上)	90%	2,853	152	1,320	1,872	—
可	115%	405	160	832	238	—	
弱い	250%	154	47	107	680	—	
デフォルト	—	50	1	—	36	—	
合計		10,809	1,109	14,075	11,833	1,714	

(注) 「オブジェクト・ファイナンス」の一部と「事業用不動産向け貸付け」は、平成21年3月末からPD/LGD方式を適用しております。

b. 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

		リスク・ウェイト	平成20年3月末	平成21年3月末
優	(残存期間2年半未満)	70%	39	—
	(残存期間2年半以上)	95%	—	—
良	(残存期間2年半未満)	95%	763	466
	(残存期間2年半以上)	120%	1,051	799
可		140%	2,015	1,620
弱い		250%	—	221
デフォルト		—	—	31
合計			3,868	3,136

(イ) スロッシング・クライテリア以外のPD/LGD方式適用分

a. 「オブジェクト・ファイナンス」の残高

(単位：億円)

	平成21年3月末								
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
G1-G3	494	422	72	95	75.00%	0.78%	19.17%	—%	44.23%
G4-G6	305	225	81	100	75.00	1.20	20.39	—	51.90
G7 (除く G7R)	92	92	1	1	75.00	20.08	37.66	—	209.69
その他	108	107	0	0	75.00	4.94	19.72	—	67.76
デフォルト (G7R, G8-G10)	31	30	1	—	—	100.00	71.45	63.89	94.41
合計	1,030	876	154	197	—	—	—	—	—

(注) 「オブジェクト・ファイナンス」の一部は、平成21年3月末からPD/LGD方式を適用しております。

b. 「事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

	平成21年3月末								
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
J1-J3	9,259	8,205	1,054	—	—%	0.10%	36.48%	—%	19.72%
J4-J6	5,236	4,801	435	42	75.00	1.55	32.00	—	72.26
J7 (除く J7R)	596	595	2	—	—	13.43	35.10	—	158.37
その他	683	663	20	27	75.00	4.23	37.84	—	116.66
デフォルト (J7R, J8-J10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	15,774	14,263	1,511	69	—	—	—	—	—

(注) 「事業用不動産向け貸付け」は、平成21年3月末からPD/LGD方式を適用しております。

(2) リテール向けエクスポージャー

① 居住用不動産向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

- ・「居住用不動産向けエクスポージャー」には住宅ローンが含まれております。なお、ここでの住宅ローンには、個人向けの住宅ローンに加え、店舗や賃貸アパートと併用になっている自宅用不動産に対するローンの一部が含まれておりますが、賃貸アパートに対するローンは含まれておりません。

- ・住宅ローンに対する格付付与手続は次のとおりであります。

まず、デフォルト・リスクの観点から、ローン契約情報に基づき、専用の格付モデルと金融検査マニュアルに沿った自己査定債務者区分判定により、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。PDの推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

デフォルト時の回収リスクの観点からは、担保不動産の評価額をもとに算出されるLTV (Loan To Value) を用いて、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。LGDの推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

また、住宅ローン契約時からの一定の経過年数毎にポートフォリオを分割し、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。

なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成20年3月末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	90,866	89,938	928	0.39%	40.15%	—%	25.59%
		その他	8,531	8,531	—	0.78	61.05	—	70.76
	延滞等	515	448	66	38.53	44.49	—	249.90	
デフォルト			1,149	1,142	8	100.00	43.27	40.94	29.07
合計			101,061	100,059	1,002	—	—	—	—

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成21年3月末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	95,516	94,711	805	0.38%	38.94%	—%	24.30%
		その他	8,405	8,405	—	0.83	56.72	—	68.49
	延滞等	630	568	61	35.47	42.47	—	242.06	
デフォルト			1,211	1,205	6	100.00	48.48	45.46	37.79
合計			105,761	104,889	872	—	—	—	—

(注) 1. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

2. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。

② 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

- ・「適格リボルビング型エクスポージャー」にはカードローンやクレジットカード債権が含まれております。

- ・カードローン及びクレジットカード債権に対する格付付与手続は、それぞれ次のとおりであります。

カードローンについては、保証会社、極度額、決済口座の取引状況、返済履行状況に基づき、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。クレジットカード債権については、過去の返済状況、利用状況に基づき、クレジットカード債権毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。

信用リスク・アセットの額の計算に適用するPD及びLGDの推計値は、プール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

また、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。

なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PD セグメント 区分	平成20年3月末									
		エクス ポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	ELdefault の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額							
カード ローン	非延滞	4,513	3,793	719	—	1,462	49.18%	2.04%	83.41%	—%	51.67%
	延滞等	599	587	12	—	86	14.24	47.35	90.63	—	257.00
クレジット カード債権	非延滞	9,783	6,530	3,253	—	37,959	8.57	1.14	79.82	—	26.80
	延滞等	70	57	12	—	—	—	75.37	82.68	—	137.44
デフォルト		223	196	27	—	—	—	100.00	88.51	81.79	83.99
合計		15,187	11,164	4,023	—	39,507	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	PD セグメント 区分	平成21年3月末									
		エクス ポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	ELdefault の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額							
カード ローン	非延滞	5,421	4,777	644	—	1,678	38.37%	1.86%	85.89%	—%	49.01%
	延滞等	128	124	4	—	35	11.56	22.19	76.35	—	206.51
クレジット カード債権	非延滞	9,793	6,487	3,307	—	40,081	8.25	1.15	79.86	—	26.88
	延滞等	79	67	12	—	—	—	80.05	82.99	—	121.48
デフォルト		240	210	31	—	—	—	100.00	89.29	82.40	86.10
合計		15,661	11,663	3,997	—	41,794	—	—	—	—	—

- (注) 1. オン・バランス資産のエクスポート額額の推計には、未引出額にCCFを乗ずる方法ではなく、一取引当たりの残高増加額を推計する方法を使用しております。
 2. 本資料上のCCFの加重平均は、1.の推計額/未引出額として逆算したものであり、オン・バランス資産のエクスポート額額の推計には使用しておりません。
 3. 「延滞等」には、3カ月未満の延滞債権を記載しております。

③その他リテール向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

- ・「その他リテール向けエクスポージャー」には、賃貸アパートに対するローン等の事業性ローン、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資、マイカーローン等の消費性ローンが含まれております。
- ・事業性ローン及び消費性ローンに対する格付付与手続は、それぞれ次のとおりであります。

(ア) 事業性ローン及び中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資については、デフォルト・リスクの観点からは、専用の格付モデルと金融検査マニュアルに沿った自己査定の債務者区分判定に基づき、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。デフォルト時の回収リスクの観点からは、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資については与信先の属性に基づき、事業性ローンについてはLTVに基づき、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。PD及びLGDの推計値は、これらのプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

(イ) 消費性ローンへの格付付与については、担保付商品と無担保商品で異なる手続としております。まず、担保付商品については、「①居住用不動産向けエクスポージャー」に記載の住宅ローンと同様の手続を行っております。無担保商品については、取引状況をもとに、ローン件別毎にリスク特性が同じプールへの割当てを行ったうえで、プール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味してPD及びLGDの推計値を決定しております。

また、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(単位: 億円)

	PDセグメント区分		平成20年3月末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	15,066	14,850	217	1.16%	62.77%	—%	59.31%
		その他	2,319	2,316	4	1.25	56.70	—	57.41
	延滞等		5,247	5,208	39	11.72	67.99	—	110.04
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	3,195	3,029	166	1.63	43.46	—	51.07
		その他	2,408	2,387	21	1.81	65.68	—	81.19
	延滞等		380	376	3	31.17	47.27	—	120.99
デフォルト		2,143	2,114	28	100.00	67.08	61.85	65.39	
合計		30,759	30,280	479	—	—	—	—	

(単位: 億円)

	PDセグメント区分		平成21年3月末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL _{default} の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	13,390	13,223	167	1.01%	59.94%	—%	56.15%
		その他	3,813	3,806	8	0.67	61.95	—	28.28
	延滞等		5,518	5,485	33	25.13	67.72	—	98.83
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	3,423	2,604	819	1.33	52.18	—	55.55
		その他	2,149	2,130	19	1.80	62.13	—	77.49
	延滞等		478	477	2	24.60	46.49	—	111.02
デフォルト		1,534	1,518	16	100.00	72.99	67.26	71.59	
合計		30,306	29,242	1,064	—	—	—	—	

- (注) 1. 「事業性ローン等」には、賃貸アパートに対するローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資等が含まれております。
 2. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。
 3. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。

(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算

① 株式等エクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

PD/LGD方式を適用する株式を取得する際には、事業法人等向けの通常の与信と同様のルールで発行者に「債務者格付」を付与し、債務者モニタリング(詳細は39ページをご参照ください)により格付等の見直しを行っております(個別に債務者モニタリングを行わない場合は、リスク・アセットの額を1.5倍にしております)。株式の発行者に対して与信取引がなく、財務情報等が入手困難な場合等には、投資適格以上であることを条件に外部格付を利用して行内格付を付与しております。

なお、財務情報が入手困難かつ、投資適格未満の場合は、マーケット・ベース方式の簡易手法を適用しております。

イ. ポートフォリオの状況

(ア) エクスポージャー額

(単位: 億円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
マーケット・ベース方式適用分	2,388	2,210
簡易手法適用分	1,910	2,197
上場株式 (300%)	601	406
非上場株式 (400%)	1,309	1,791
内部モデル手法適用分	479	13
PD/LGD方式適用分	5,042	5,333
経過措置適用分	28,929	18,956
合計	36,360	26,500

- (注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。
 2. 「経過措置適用分」には、自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャーに関する経過措置」を適用したものを記載しております。

(イ) PD/LGD方式適用分

(単位：億円)

	平成20年3月末			平成21年3月末		
	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	4,818	0.08%	111.66%	4,724	0.07%	114.28%
J4-J6	104	0.60	194.76	161	0.66	209.86
J7 (除く J7R)	111	9.89	440.46	63	10.14	442.73
その他	9	2.60	275.48	384	0.17	106.93
デフォルト (J7R、J8-J10)	1	100.00	—	0	100.00	—
合計	5,042	—	—	5,333	—	—

(注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」のうちのPD/LGD方式適用分を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。

2. 「その他」には、海外事業法人等が含まれております。

②信用リスク・アセットのみなし計算

ア. 信用リスク・アセット算出方法の概要

「信用リスク・アセットのみなし計算」の対象エクスポージャーには、ファンド向け与信等があります。「信用リスク・アセットのみなし計算」を行う際は、原則として、裏付けとなる個々の資産に債務者格付を付与する等により、個々の裏付資産に対する信用リスク・アセットの額を計算し、その総額を対象エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額としております。個々の裏付資産の過半が株式等エクスポージャーである場合や、直接、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額を計算することができない場合は、自己資本比率告示に基づき、過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトや、リスク・ウェイト400% (裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が400%を下回る場合) 又はリスク・ウェイト1250% (上記以外の場合) 等を用いて信用リスク・アセットの額を算出しております。

イ. ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	10,108	7,436

(4) 損失実績の分析

①直前期における損失の実績値と過去の実績値との比較

平成20年度における三井住友フィナンシャルグループ(連結)の与信関係費用(一般貸倒引当金繰入額、不良債権処理額、償却債権取立益の合計額)は、前年度対比5,192億円増加し、7,678億円となりました。

また、三井住友銀行(単体)の与信関係費用につきましては、前年度対比4,023億円増加し、5,501億円となりました。

三井住友銀行(単体)のエクスポージャー区別の状況につきましては、「事業法人向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年度対比2,681億円増加し、4,114億円となりました。これは、国内外の急激な景気悪化に伴う与信関係費用の増加に加え、当面このような経済環境が続く見込みであることを踏まえた引当金の積み増し等が要因であります。また、「金融機関等向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年度対比226億円増加し、227億円となりました。これは、金融市場の混乱により一部海外金融機関宛債権で与信コストが発生したこと等が要因であります。「その他リテール向けエクスポージャー」による与信関係費用については、前年度対比83億円増加し、681億円となりましたが、これは、デフォルト率が上昇したこと等が要因であります。

与信関係費用

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	増減
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	1,450	2,486	7,678	5,192
三井住友銀行(連結) 合計	1,229	2,216	7,244	5,028
三井住友銀行(単体) 合計	895	1,478	5,501	4,023
うち 事業法人向けエクスポージャー	587	1,432	4,114	2,681
うち ソブリン向けエクスポージャー	△7	4	△4	△8
うち 金融機関等向けエクスポージャー	0	0	227	226
うち 居住用不動産向けエクスポージャー	5	1	5	4
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー	△1	0	0	0
うち その他リテール向けエクスポージャー	439	598	681	83

(注) 1. 与信関係費用には、「株式等エクスポージャー」及び「債券等の市場関係取引に係るエクスポージャー」、並びに「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」による損益のうち、国債等債券損益、株式等損益に計上されるものは含まれておりません。

2. エクスポージャー区分別の与信関係費用には、正常先の一般貸倒引当金は含まれておりません。
3. 引当金の戻入れ等により利益が発生している場合には△を付しております。
4. 連結子会社の保証が付されている「居住用不動産向けエクスポージャー」及び「適格リボルビング向けエクスポージャー」による与信関係費用は、三井住友銀行(単体)の与信関係費用には含まれておりません。

②損失額の推計値と実績値との比較

(単位：億円)

	平成19年度			平成20年度		
	損失額の推計値	引当控除後	損失額の実績値	損失額の推計値	引当控除後	損失額の実績値
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	—	—	2,486	—	—	7,678
三井住友銀行(連結) 合計	—	—	2,216	—	—	7,244
三井住友銀行(単体) 合計	8,877	3,114	1,478	9,542	3,239	5,501
うち 事業法人向けエクスポージャー	7,786	2,526	1,432	8,067	2,786	4,114
うち ソブリン向けエクスポージャー	112	96	4	90	75	△4
うち 金融機関等向けエクスポージャー	51	49	0	61	59	227
うち 居住用不動産向けエクスポージャー	46	41	1	40	36	5
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー	1	1	0	1	1	0
うち その他リテール向けエクスポージャー	882	531	598	1,283	659	681

- (注) 1. 連結子会社及び関連会社の保証が付されている消費者ローン等にかかるもの及び「株式等エクスポージャー」、「信用リスク・アセットのみなし計算」が適用されるエクスポージャーにかかるものを除いて表示しております。
 2. 「損失額の推計値」は、期初のELであります。
 3. 「引当控除後」には、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額を控除した金額を表示しております。
 4. 損失額の推計値は、先進的内部格付手法で推計した金額を表示しております。

■標準的手法に関する事項

1. 標準的手法を使用する範囲

平成21年3月末基準で、標準的手法によりリスク・アセットの額を算出した連結子会社は、以下のとおり、215ページの「内部格付手法に関する事項」の「1. 内部格付手法を使用する範囲」に示している連結子会社以外の子会社であります。

- (1) 基礎的内部格付手法の段階的適用を計画している連結子会社
 三井住友ファイナンス&リース株式会社、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行が該当します。
- (2) その他の連結子会社
 事務系子会社等、その業務内容、資産規模等から信用リスク管理上は重要性が低い連結子会社が該当します。
 上記の連結子会社については、標準的手法を使用してまいります。

2. リスク・アセットの額の算出に用いる手法

「法人等向けエクスポージャー」については、自己資本比率告示に定められた「法人等向けエクスポージャーの特例」に関する規定に基づき、一律100%のリスク・ウェイトを適用しております。また、ソブリン・金融機関向けエクスポージャーについては、経済協力開発機構(OECD)のカントリー・リスク・スコアに応じたリスク・ウェイトを適用しております。

3. リスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位：億円)

区分	平成20年3月末		平成21年3月末	
		うち カントリー・リスク・スコア付与分		うち カントリー・リスク・スコア付与分
0%	12,080	960	16,810	1,430
10%	5,471	—	5,798	—
20%	7,488	3,184	6,865	2,900
35%	13,568	—	14,107	—
50%	1,567	11	1,886	11
75%	18,351	—	16,704	—
100%	63,976	3	62,470	1
150%	245	—	435	—
合計	122,747	4,158	125,074	4,341

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を実行した後のエクスポージャー額(部分直接償却額控除前)を記載しております。なお、オフ・バランス資産については与信相当額を記載しております。
 2. 「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。

■信用リスクの削減手法に関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク・アセットの額を算出するにあたって、信用リスク削減手法により、リスク・アセットの額を削減しております。具体的には、自己資本比率告示に基づき、適格金融資産担保、適格不動産担保、保証及びクレジット・デリバティブ、貸出金と自行預金の相殺等による調整を行っております。

各々の手法の範囲とその管理方法の概要は以下のとおりであります。

(1) 信用リスク削減手法適用の範囲とその管理方法

①担保（適格金融資産担保・適格不動産担保）

三井住友銀行においては、預金及び有価証券を適格金融資産担保、土地及び建物等を適格不動産担保としております。

担保物件の評価は、市場価格、鑑定評価額等を参考に、担保物件の現状及び権利関係を考慮して決定しております。担保物件は、被担保債権の弁済の遅延により担保権を実行せざるをえなくなった時に、十分な担保価値が存在していることが必要であります。担保を取得してから担保権の実行までの間に、担保物件の変質、地震等の自然災害による被害の他、差押や第三者の担保権の設定等、権利関係の変化も生じる場合があるため、担保物件や担保権の種類に応じ、定期的に管理を行っております。

②保証及びクレジット・デリバティブ

保証人の種類としては、国、地方公共団体、信用保証協会等の公的機関、金融機関や一般事業法人等があります。また、クレジット・デリバティブにおける取引相手の種類としては、主として国内外の銀行・証券会社があります。

保証のうち、国や地方公共団体とこれに準じる信用力を有する公的機関のほか、一定格付以上の金融機関や一般事業法人等、保証能力が十分に認められる先からの保証、及びこれらの先から購入したクレジット・デリバティブのプロテクションについては、信用リスク・アセットの額の算出に際して、信用リスク削減効果を勘案しております。

③貸出金と自行預金の相殺

貸出金と自行預金の相殺の適用にあたり、三井住友銀行においては、個別の取引毎に、対象となる貸出金と自行預金の相殺の法的有効性を確認しております。具体的には、銀行取引約定書等において、明示的に自行預金との相殺規定が設けられている貸出金取引を特定し、当該債務者が三井住友銀行に保有する預金のうち、期日が特定されており、かつ第三者宛に譲渡できない定期性の預金をその相殺の対象としております。なお、自行預金のうち、預金担保として徴求しているものについては、上記①の適格金融資産担保の枠組みにて、信用リスク削減効果を勘案しております。

また、自己資本比率告示に基づき、対象となる貸出金及び預金については、期日管理及び相殺後の状況を含めた残高管理を行っております。加えて、相殺の対象となる貸出金と自行預金との間で、期日や通貨が一致しない場合については、それらのミスマッチを自己資本比率告示に基づき、調整することによって相殺を行い、信用リスク・アセットの額の算出を行っております。

(2) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中について

三井住友銀行においては、大口与信先へのリスクの集中を抑制するため、与信上限ガイドラインを設定し、集中リスク管理を実施、信用リスク委員会への報告を行う等の対応を取っております（詳細は36ページをご参照ください）。この大口与信先の与信状況については、信用リスク削減のため親会社から保証を取得した場合の親会社宛リスク集中も勘案し、グループ合算で把握を行っております。

なお、信用リスクの削減手法として市場性商品（クレジット・デリバティブ等）を使用した場合には、当該市場性商品から発生する市場リスクについて上限を設定し、管理を行っております。

2. 信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー額

（単位：億円）

区分	平成20年3月末		平成21年3月末	
	適格金融資産担保	適格資産担保	適格金融資産担保	適格資産担保
先進的内部格付手法	—	—	—	—
基礎的内部格付手法	50,706	30,818	0	845
事業法人向けエクスポージャー	9,970	30,803	0	845
ソブリン向けエクスポージャー	11,074	14	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	29,662	1	—	—
標準的手法	1,046	—	1,849	—
合計	51,752	30,818	1,849	845

（注）平成21年3月末より先進的内部格付手法に移行したことに伴い、大部分の適格担保についてはLGD推計において勘案しております。この結果、担保による信用リスク削減手法を適用したエクスポージャーについては、一部基礎的内部格付手法を適用している連結子会社の分を除き、該当ありません。

(単位：億円)

区分	平成20年3月末	
	保証	クレジット・デリバティブ
基礎的内部格付手法	50,786	3,025
事業法人向けエクスポージャー	41,898	3,025
ソブリン向けエクスポージャー	2,452	—
金融機関等向けエクスポージャー	3,999	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,436	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	2	—
標準的手法	1,204	—
合計	51,990	3,025

(単位：億円)

区分	平成21年3月末	
	保証	クレジット・デリバティブ
先進的内部格付手法	78,461	2,810
事業法人向けエクスポージャー	71,575	2,810
ソブリン向けエクスポージャー	2,494	—
金融機関等向けエクスポージャー	2,155	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,236	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	1	—
標準的手法	2,906	—
合計	81,367	2,810

(注) 平成21年3月末より先進的内部格付手法に移行したことに伴い、適格保証の範囲が広がり、保証による信用リスク削減手法を適用したエクスポージャーは大幅に増加しております。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 担保による保全に関する方針及び自行の信用力の悪化による影響度

当社グループでは、必要に応じて、取引相手との間で発生している再構築コストに応じて担保の受渡しを定期的に行い、信用リスクを削減する取引(担保付派生商品取引)を行っております。このような取引については、信用リスクの削減が図られる一方、自らの信用力が悪化した際には、取引相手に対して追加的に担保提供が必要となる場合がありますが、その影響は軽微であると考えております。

(2) ネットティング

信用リスク削減手法としてのネットティングには、主に一括清算ネットティングがあります。一括清算ネットティングでは、取引の一方の当事者に倒産等の期限の利益喪失事由が生じた場合、その期日・通貨にかかわらず、対象となる全ての債権・債務をネットアウトし、一つの債権又は債務に置き換えます。対象は各種マスター契約書(基本契約書)が対象とする為替取引・スワップ取引等であり、マスター契約書(基本契約書)に上記のネットアウトが適用できることが規定されていること等により法的有効性の確認ができていない場合に、対象となる債権・債務に対してネットティング効果を勘案することとしております。

2. 与信相当額に関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額

① 計算方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

②与信相当額

(単位：億円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
グロスの再構築コストの額	47,966	59,639
グロスのアドオンの額	39,776	36,384
グロスの与信相当額	87,742	96,023
外国為替関連取引	41,163	39,129
金利関連取引	42,449	52,904
金関連取引	—	—
株式関連取引	21	17
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	2,895	2,067
クレジット・デフォルト・スワップ	1,214	1,907
ネットイングによる与信相当額削減額	45,358	50,871
ネットの与信相当額	42,384	45,152
担保の額	1,707	—
適格金融資産担保	602	—
適格資産担保	1,104	—
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	42,384	45,152

(注) 内部格付手法、及び標準的手法における簡便手法を用いていることから、ネットの与信相当額については、担保による信用リスク削減効果勘案前と勘案後において同額となります。

(2) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：億円)

クレジット・デフォルト・スワップ	平成20年3月末		平成21年3月末	
	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの
プロテクションの購入	15,590	3,025	8,468	2,810
プロテクションの提供	11,347	—	11,075	—

(注) 「想定元本額」には、「与信相当額算出の対象となるもの」と「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの」の合計額を記載しております。

■証券化エクスポージャー

1. リスク管理の方針及び手続の概要

リスクを確実に認識し、計測・評価・報告するための体制を確保するために、「証券化エクスポージャー」の定義を明確化し、業務部門から独立したリスク管理部署が、「証券化エクスポージャー」の認定・信用リスク・アセットの額の計測・評価・報告までの一元管理を行う体制としております。

証券化取引を行う場合は、当社グループは、主に以下のいずれかの立場になります。

- ・ オリジネーター(直接又は間接に「証券化エクスポージャー」の原資産の組成に関わっている場合、もしくは、第三者からエクスポージャーを取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーの場合)
- ・ 投資家
- ・ その他(裏付資産の金利と裏付資産に基づき発行される信託受益権の配当とのキャッシュ・フローのミスマッチを回避するための金利スワップの提供者等)

2. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

内部格付手法の対象となる「証券化エクスポージャー」に係る信用リスク・アセットの額の算出方式には、外部格付準拠方式、指定関数方式、内部評価方式の3種類があります。自己資本比率告示に定められた規定に従い、以下の方法により、算出方式を決定しております。

- ・ まずは、外部格付準拠方式の適用可否を検討し、適用可能なものに当該方式を使用しております。
- ・ 外部格付準拠方式を適用できないものについては、指定関数方式の適用可否を検討し、適用可能なものに当該方式を使用しております。
- ・ 外部格付準拠方式及び指定関数方式の双方とも適用できない場合には、自己資本控除としております。

標準的手法の対象となる「証券化エクスポージャー」に係る信用リスク・アセットの額の算出方式には、自己資本比率告示に定められた規定に従い、適格格付機関の付与する格付や裏付資産の加重平均リスク・ウェイト等に基づき算出しております。

3. 証券化取引に関する会計方針

金融資産の流動化取引に関する会計処理は、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識し、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理しております。権利に対する支配が他に移転したと認められない場合は、譲渡担保付借入等の金融取引として処理しております。

金融資産の一部がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該部分の消滅を認識するとともに、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理しております。消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産全体の時価に対する消滅部分と残存部分の時価の比率により、当該金融資産全体の帳簿価額を按分して計算しております。

なお、残存部分は自己査定の対象とし、必要に応じて償却引当を行っております。

4. 使用する適格格付機関

「証券化エクスポージャー」の信用リスク・アセットの額の算出にあたっては、内部格付手法で外部格付準拠方式を使用する場合、もしくは標準的手法の場合に、適格格付機関が付与する格付と自己資本比率告示に定められたリスク・ウェイトとをマッピングしてリスク・ウェイトを決定しております。

適格格付機関としては、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)及びフィッチレーティングスリミテッド(Fitch)を採用しております。

なお、同一の「証券化エクスポージャー」に対して、複数の適格格付機関が付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合は、自己資本比率告示に従い、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを使用しております。

5. ポートフォリオの状況

(1) 当社グループがオリジネーターである証券化取引

①オリジネーター（除くスポンサー業務）

ア. 原資産に関する情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年3月末			平成19年度			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額	当期の売却損益
事業法人等向け債権	2,738	1,713	1,025	6,579	75	3	—
住宅ローン	17,517	17,517	—	3,123	6	1	159
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	2,602	641	1,961	1,542	434	66	—
その他	2,957	1,484	1,473	1,295	1	10	0
合計	25,814	21,355	4,459	12,539	516	81	159

(単位：億円)

原資産の種類	平成21年3月末			平成20年度			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額	当期の売却損益
事業法人等向け債権	1,517	1,517	—	3,489	107	14	—
住宅ローン	17,121	17,121	—	914	10	3	56
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	2,017	801	1,217	24	196	145	—
その他	2,845	872	1,973	1,131	1	11	0
合計	23,500	20,310	3,189	5,558	315	172	56

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、3カ月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 「その他」にはPFI事業(Private Finance Initiative: 民間企業が資金調達、施設の建設、管理、運営も含めて公共サービス事業を請け負うもの)宛債権、リース料債権等が含まれております。
 4. 自己資本比率告示第230条及び第248条に従い、外部の投資家の保有する証券化エクスポージャーに対し、信用リスク・アセットの額を計算している「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 5. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

イ. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(ア) 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年3月末			平成21年3月末		
	期末残高	控除項目として 自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として 自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	1,398	53	—	520	19	—
住宅ローン	1,701	359	440	1,784	351	421
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	800	128	—	454	139	—
その他	909	205	—	1,476	93	—
合計	4,808	744	440	4,234	603	421

(イ) リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成20年3月末		平成21年3月末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	2,645	22	1,948	14
100%以下	57	1	200	6
650%以下	20	7	20	7
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	2,086	744	2,067	603
合計	4,808	775	4,234	630

②スポンサー業務

ア. 原資産に関する情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年3月末			平成19年度		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を 行った原資産の額	原資産の デフォルト額	原資産に係る 当期の損失額
事業法人等向け債権	7,906	7,906	—	63,058	1,568	1,549
住宅ローン	38	38	—	—	6	6
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	541	541	—	1,424	12	33
その他	649	649	—	2,141	15	13
合計	9,135	9,135	—	66,623	1,601	1,601

(単位：億円)

原資産の種類	平成21年3月末			平成20年度		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を 行った原資産の額	原資産の デフォルト額	原資産に係る 当期の損失額
事業法人等向け債権	7,969	7,969	—	60,933	1,240	1,218
住宅ローン	—	—	—	—	9	9
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	1,424	1,424	—	6,191	54	69
その他	1,167	1,167	—	1,633	31	30
合計	10,560	10,560	—	68,757	1,335	1,326

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、3カ月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 顧客債権流動化等のスポンサー業務における「原資産のデフォルト額」、「原資産に係る当期の損失額」については、原資産の回収を顧客が行っている証券化取引等、データを適時適切に入手することが困難な場合が存在することから、実務上、当社が取得可能な範囲の代替データを用いて、以下の推計方法により、集計しております。
 (1) 「原資産のデフォルト額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、入手可能な顧客等からの原資産の状況に係る報告をもとに推計しております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、取引毎の特性に応じ、当社が取得可能な各債務者の情報や、債務者毎のデフォルト発生率等をもとに推計しております。また、いずれの推計も困難な場合には、デフォルトした原資産とみなして保守的に推計しております。
 (2) 「原資産に係る当期の損失額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、デフォルトした原資産に係る損失率が把握可能な場合は当該損失率に基づき推計を行い、当該推計が困難な場合は保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。

4. 「その他」には、リース料債権等が含まれております。
 5. 自己資本比率告示第230条及び第248条に従い、外部の投資家の保有する証券化エクスポージャーに対し、信用リスク・アセットの額を計算している「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 6. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

イ. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(ア) 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年3月末			平成21年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	6,081	1	—	6,484	12	—
住宅ローン	38	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	541	—	—	1,224	—	—
その他	597	—	—	1,117	—	—
合計	7,257	1	—	8,825	12	—

(注) 「その他」には、リース料債権等が含まれております。

(イ) リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成20年3月末		平成21年3月末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	6,341	39	8,260	60
100%以下	915	26	553	16
650%以下	—	—	—	—
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	1	1	12	12
合計	7,257	66	8,825	88

(2) 当社グループが投資家である証券化取引

保有する証券化エクスポージャーに関する情報

ア. 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成20年3月末			平成21年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	3,395	660	—	2,617	501	—
住宅ローン	—	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	150	—	—	54	—	—
その他	246	106	—	153	10	—
合計	3,791	766	—	2,824	511	—

(注) 1. 「その他」には原資産が証券化商品である取引等が含まれております。

2. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

イ. リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成20年3月末		平成21年3月末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	2,284	15	1,467	4
100%以下	350	16	267	17
650%以下	6	1	67	8
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	1,151	766	1,023	511
合計	3,791	799	2,824	540

■ 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定で保有する株式等については、保有目的とリスク特性に応じ、市場リスクあるいは信用リスク管理の枠組みに基づき、リスクの許容量に上限を設定する等適切な方法で管理を行っております。

このうち「その他有価証券」の区分で保有する株式については、株価変動リスクを適切に管理するためにリスクの許容量に上限を設定し、遵守状況を管理しております。

「子会社株式」については、当該会社の保有する資産・負債等を連結ベースでリスク管理の対象とし、「関連会社株式」については当該会社宛出資のリスクを別途計上し、それぞれリスク許容量の上限管理の対象としているため、株式としてのリスク計測は行っておりません。

なお、これらリスク許容量の上限は、自己資本等の経営体力を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で設定しております。

2. 銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価は、子会社及び関連会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のある株式（外国株式を含む）については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：億円)

	平成20年3月末		平成21年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	29,133	29,133	19,391	19,391
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	6,705	—	7,067	—
合計	35,838	—	26,458	—

4. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度
損益	△71	△1,837
売却益	615	152
売却損	57	78
償却	628	1,911

(注) 連結損益計算書における、株式等損益について記載しております。

5. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：億円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	9,403	60

(注) 時価のある日本企業株式・外国株式について記載しております。

6. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：億円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	△244	△497

(注) 時価のある関連会社の株式について記載しております。

■種類別、地域別、業種別及び期間別エクスポージャー残高等

1. 種類別、地域別及び業種別エクスポージャー額

(単位：億円)

区分		平成20年3月末				
		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定 分)	製造業	84,021	1,300	5,503	24,537	115,361
	農業、林業、漁業及び鉱業	3,174	1	137	613	3,926
	建設業	17,457	380	160	1,476	19,472
	運輸、情報通信、公益事業	41,739	1,276	1,773	7,574	52,362
	卸売・小売業	67,190	493	6,454	6,823	80,959
	金融・保険業	105,400	9,657	13,307	2,735	131,099
	不動産業	85,801	2,630	559	2,855	91,845
	各種サービス業	66,819	1,075	959	6,582	75,435
	地方公共団体	25,923	6,049	44	61	32,078
	その他	195,747	127,095	62	49,358	372,262
	合計	693,271	149,955	28,958	102,614	974,798
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	3,351	7,912	94	—	11,357
	金融機関	36,516	3,371	9,501	0	49,388
	商工業	105,123	2,239	3,777	—	111,139
	その他	19,568	2,909	29	3,473	25,979
	合計	164,558	16,430	13,401	3,473	197,862
総合計		857,829	166,385	42,359	106,088	1,172,660

(単位：億円)

区分		平成21年3月末				
		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定 分)	製造業	102,247	1,345	6,055	18,726	128,373
	農業、林業、漁業及び鉱業	2,416	1	157	294	2,868
	建設業	16,688	474	123	1,535	18,820
	運輸、情報通信、公益事業	47,142	1,020	1,913	6,976	57,051
	卸売・小売業	65,768	831	6,273	5,687	78,558
	金融・保険業	119,155	9,817	14,274	3,153	146,399
	不動産業	81,733	3,630	549	1,708	87,620
	各種サービス業	65,402	1,237	894	6,120	73,653
	地方公共団体	17,721	4,681	58	776	23,236
	その他	206,074	189,483	306	47,563	443,426
	合計	724,346	212,517	30,602	92,538	1,060,004
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	15,449	8,951	50	—	24,449
	金融機関	27,664	2,657	9,401	494	40,215
	商工業	102,944	2,130	4,983	—	110,057
	その他	19,974	2,461	115	3,460	26,009
	合計	166,030	16,198	14,548	3,954	200,731
総合計		890,376	228,716	45,150	96,492	1,260,734

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
 4. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 種類別及び残存期間別エクスポージャー額

(単位：億円)

区分	平成20年3月末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	276,145	30,033	6,532	3,737	316,448
1年超3年以下	139,739	43,015	14,523	9,279	206,556
3年超5年以下	120,473	56,873	10,483	11,588	199,418
5年超7年以下	48,366	8,730	4,764	3,101	64,960
7年超	214,094	27,733	6,057	1,918	249,802
期間の定めのないもの	59,011	—	—	76,465	135,477
合計	857,829	166,385	42,359	106,088	1,172,660

(単位：億円)

区分	平成21年3月末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	281,068	40,557	6,008	3,994	331,627
1年超3年以下	155,298	88,511	14,132	9,388	267,329
3年超5年以下	115,620	58,751	11,062	11,065	196,497
5年超7年以下	50,313	9,601	5,790	2,773	68,477
7年超	223,963	31,296	8,159	1,806	265,223
期間の定めのないもの	64,115	—	—	67,467	131,582
合計	890,376	228,716	45,150	96,492	1,260,734

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
 4. 期間区分の「期間の定めのないもの」には、期間別に分類していないものが含まれております。

3. 3カ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

(1) 地域別

(単位：億円)

区分	平成20年3月末	平成21年3月末
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	17,594	21,743
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,407	2,973
アジア	420	234
北米	832	2,183
その他	154	556
合計	19,000	24,716

- (注) 1. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランスと信等を含む自己査定対象と信を記載しております。
 2. 部分直接償却 (直接減額) 実施額を含めております。
 3. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社 (海外店を除く。) 及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。

(2) 業種別

(単位：億円)

区分		平成20年3月末	平成21年3月末
国内 (除く特別 国際金融取引 勘定分)	製造業	1,804	2,065
	農業、林業、漁業及び鉱業	71	53
	建設業	1,534	1,667
	運輸、情報通信、公益事業	969	1,306
	卸売・小売業	2,886	2,697
	金融・保険業	382	605
	不動産業	3,251	7,203
海外及び特別 国際金融取引 勘定分	各種サービス業	3,470	3,427
	その他	3,226	2,720
	合計	17,594	21,743
海外及び特別 国際金融取引 勘定分	金融機関	10	623
	商工業	1,397	2,351
	合計	1,407	2,973
総合計		19,000	24,716

- (注) 1. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
2. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。
3. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(1) 地域別

(単位：億円)

区分	平成20年3月末	平成21年3月末	増減
一般貸倒引当金	5,937	6,915	978
特定海外債権引当勘定	0	13	13
個別貸倒引当金	8,196	11,021	2,825
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	7,385	9,704	2,319
海外及び特別国際金融取引勘定分	811	1,317	506
アジア	101	193	92
北米	681	758	77
その他	29	365	336
合計	14,133	17,949	3,816

- (注) 1. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。
2. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。

(2) 業種別

(単位：億円)

区分	平成20年3月末	平成21年3月末	増減
一般貸倒引当金	5,937	6,915	978
特定海外債権引当勘定	0	13	13
個別貸倒引当金	8,196	11,021	2,825
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	7,385	9,704	2,319
製造業	763	1,281	518
農業、林業、漁業及び鉱業	13	12	△1
建設業	713	912	199
運輸、情報通信、公益事業	492	459	△33
卸売・小売業	1,427	1,733	306
金融・保険業	192	211	19
不動産業	1,109	2,241	1,132
各種サービス業	1,352	1,471	119
その他	1,324	1,384	60
海外及び特別国際金融取引勘定分	811	1,317	506
金融機関	9	320	311
商工業	802	997	195
合計	14,133	17,949	3,816

(注) 1. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

2. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

5. 業種別の貸出金償却の額

(単位：億円)

区分	平成19年度	平成20年度	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	257	461
	農業、林業、漁業及び鉱業	3	7
	建設業	160	324
	運輸、情報通信、公益事業	113	113
	卸売・小売業	426	547
	金融・保険業	△0	96
	不動産業	△36	529
	各種サービス業	247	282
	その他	187	446
	合計	1,357	2,805
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	0	56
	商工業	60	163
	その他	—	—
合計	60	219	
総合計	1,418	3,024	

(注) 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

■マーケット・リスクに関する事項

1. 内部モデル方式、標準的方式のポートフォリオの範囲

マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式は以下のとおりであります。

(1) 内部モデル方式

株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド、アジアSMBCキャピタル・マーケット会社の一般市場リスク

(2) 標準的方式

- ・個別リスク
- ・株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド、アジアSMBCキャピタル・マーケット会社以外の連結子会社の一般市場リスク

2. 取引の特性に応じた価格評価方法

マーケット・リスク相当額算出の対象である「特定取引勘定」に属する資産・負債については、市場流動性の高い取引のみから構成されており、その価格評価については、有価証券及び金銭債権等は連結決算日等の時価、スワップ・先物・オプション等の派生商品については連結決算日等の市場実勢にて決済したものとみなした額により行っております。

3. VaRの状況 (トレーディング)

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度
年度末	22	20
最大	43	28
最小	21	14
平均	28	20

- (注) 1. 保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。
2. 個別リスクを除いております。
3. 主要連結子会社を含めております。

■銀行勘定 (バンキング業務) における金利リスクに関する事項

バンキング業務における金利リスクは、要求払預金 (当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金) の満期の認識方法や、定期預金及び消費者ローンの期限前解約の予測方法によって、大きく変動することとなります。

三井住友銀行におけるバンキング業務の金利リスク計測時の主な前提は以下のとおりであります。

1. 要求払預金の満期の認識方法

要求払預金の満期に関しては、長期間滞留すると見込まれる要求払預金の金額 (過去5年の最低残高の半額を上限とする) をコア預金として認識し、最長5年 (平均期間2.5年) の取引として金利リスクを計測しております。

2. 定期預金及び消費者ローンの期限前解約の予測方法

定期預金及び消費者ローンの期限前解約に関しては、その期限前解約率を推定し、当該期限前解約率を前提としたキャッシュ・フローを用いて金利リスクを計測しております。

3. VaRの状況 (バンキング)

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度
年度末	233	414
最大	593	439
最小	209	269
平均	313	342

- (注) 1. 保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。
2. 主要連結子会社を含めております。

■ オペレーショナルリスクに関する事項

1. オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

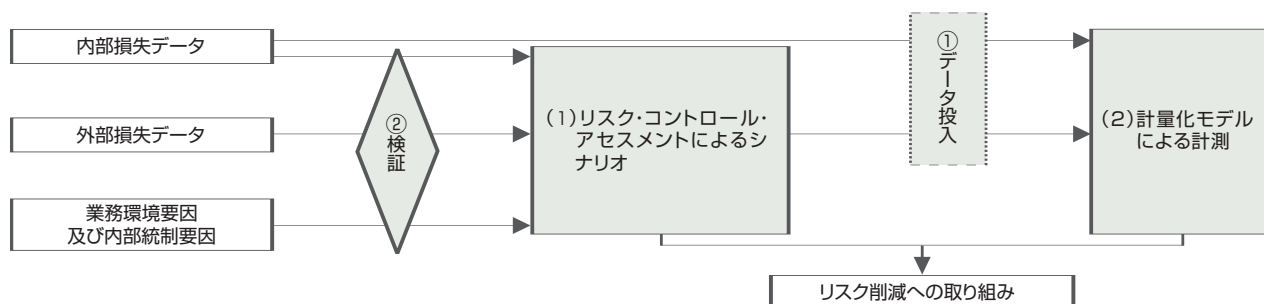
平成20年3月末基準以降、当社は先進的計測手法を使用しております。平成21年3月末基準において、当社と同様に、先進的計測手法を使用する連結子会社は以下のとおりであり、それ以外の連結子会社各社には基礎的手法を使用しております。

株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社、株式会社日本総合研究所、SMBCフレンド証券株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社、株式会社関西アーバン銀行、株式会社ジャパンネット銀行、SMBC信用保証株式会社、SMBCファイナンスサービス株式会社、株式会社みなと銀行、SMBCセンターサービス株式会社、SMBCデリバリーサービス株式会社、SMBCグリーンサービス株式会社、SMBCインターナショナルビジネス株式会社、SMBCインターナショナルオペレーションズ株式会社、SMBCローンビジネスサービス株式会社、SMBCマーケットサービス株式会社、SMBC融資事務サービス株式会社、欧州三井住友銀行

なお、これまで基礎的手法を使用していた先のうち、三井住友ファイナンス&リース株式会社及び株式会社関西アーバン銀行につきましては、平成21年3月末基準から、先進的計測手法を使用しております。

2. 先進的計測手法の概要

オペレーショナルリスク先進的計測手法の概要につきましては「リスク管理への取り組み」に記載しておりますが、ここでは計量化モデルに投入するデータの作成やリスク・コントロール・アセスメントによるシナリオ評価に関する内部損失データ、外部損失データ、業務環境要因及び内部統制要因による検証を説明し、計量化モデルによるオペレーショナルリスク相当額の計測手法の枠組みを説明いたします。



(1) リスク・コントロール・アセスメントによるシナリオ

① 計量化モデルに投入するデータの作成

リスク・コントロール・アセスメントの目的である「低頻度・高額損失」が発生する頻度を推計するために、シナリオごとに4つの損失額（1億円、10億円、50億円、100億円）の発生頻度を推計したうえで、イベントタイプごとに当社連結・三井住友銀行連結・三井住友銀行単体の単位でそれぞれ合計したものを、計量化モデルに投入しております。

当社及び三井住友銀行では、イベントタイプや組織の区分などに応じて異なるアセスメント方法を用いることによって、当社グループにおけるオペレーショナルリスクを適切に把握しております。以下に三井住友銀行の国内営業店のシナリオにおける代表的な算出例を記載します。

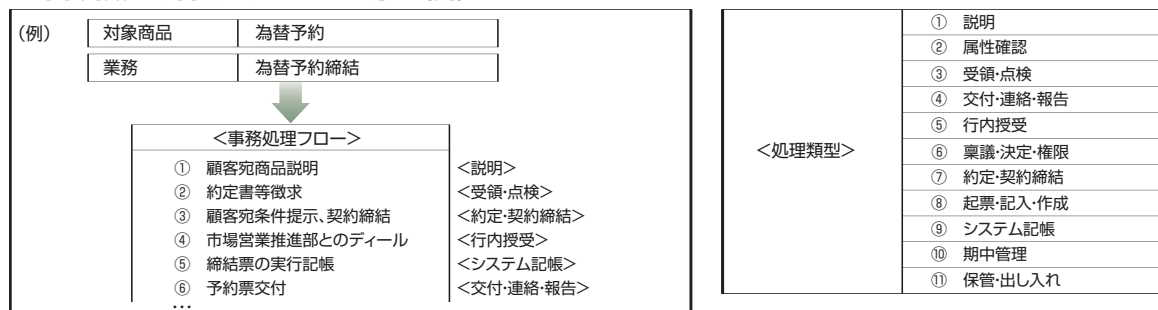
ア. シナリオの導出及び評価

(ア) シナリオの導出

国内営業店のリスク・コントロール・アセスメントにおいては、業務等に内在する潜在的なリスクを漏れなく把握するために、国内事務の取扱手続をもとに、対象商品・業務を漏れなく洗い出したうえで、それぞれの対象商品・業務ごとに、事務処理フローを処理類型に分解することによって、一定規模以上の損失が発生すると考えられるシナリオを網羅的に導出しております。

この対象商品・業務及び処理類型に基づいて分類したものを業務プロセスとして、シナリオの評価単位としております。

<対象商品・業務及び処理類型の分類(例)>



(イ) シナリオの評価

シナリオの評価を行うには、シナリオごとに発生頻度及び発生規模を定量的に推定する必要があります。

三井住友銀行におきましては、各シナリオの発生頻度を推計するために、すべてのシナリオに対してリスク評価及びコントロール評価を実施しております。

リスク評価については、業務プロセスごとにリスク管理状況勘案前の損失事故の生じやすさを測定するために、処理量の多さ、処理の集中度、処理の時限性などといった複数の項目に対して、それぞれの項目ごとに基準を制定して、基準の充足度に応じていくつかの段階に分けて評価を実施して、リスク評価を得点化しております。

<リスク評価項目(例)>

観 点	評価項目	主な評価の内容	評価
事務ミスの生じやすさ	①処理量の多さ	年間の処理量の多さ	1
	②処理の集中度	処理の特定日集中度合い	0
	③処理の時限性	処理の時限性、切迫の度合い	2
	④処理の複雑さ	処理の複雑さ、一工程当たりの処理内容の多さ	1
	⑤商品の複雑さ	商品の複雑さ、種類の多さ	0
事故へのつながりやすさ	⑥対顧・対外処理	顧客・他行宛て現物・資金移動処理	0
	⑦市場性商品の取り扱い	市場変動リスクを保有する商品の取り扱い・取り次ぎ	0

コントロール評価については、損失事故を事前に防止する観点及び損失事故が発生してから速やかに回復させる観点の両面から、手続の整備、手続の内容、処理権限・事前検証などといった複数の項目に対して、それぞれの項目ごとに基準を制定して、基準の充足度に応じていくつかの段階に分けて評価を実施して、コントロール評価を得点化しております。

<コントロール評価項目(例)>

観 点	評価項目	主な評価の内容	評価
手続整備	①手続の整備	手続文書化、更新済否	1
	②手続の内容	漏れなく正確に処理する規定の存在・強度	0
権限と検証	③処理権限・事前検証	処理の権限、事前検証等	1
	④事後検証・発見	事後検証、事故の発見の仕組み(予防効果)	0
システム処理化	⑤システム処理化	システム処理化の度合い	0

イ. シナリオにおける発生頻度の推計

(ア) 国内営業店における平均頻度評価テーブルの作成

過去に三井住友銀行の国内営業店にて発生した内部損失データを用いて、将来の損失が発生する頻度を推計するために、リスク評価及びコントロール評価の組み合わせからなるマトリクス上に1年当たりのそれぞれの損失発生件数を推計した、平均頻度評価テーブルを作成します。

なお、リスク評価及びコントロール評価についてはそれぞれ損失事故件数への寄与率が異なると考えられることから、回帰分析を実施して、各評価項目の損失事故件数への寄与率を分析したうえで、各評価項目にウエイト付けをしております。

<平均頻度評価テーブル(例)>

(回/年)

スコア計		コントロール評価					
		～2.0	2.4	2.8	3.2	3.6	4.0
リスク評価	5.5～	***	***	***	***	***	***
	4.5～5.5	***	***	***	***	***	***
	3.5～4.5	***	***	***	***	***	***
	2.5～3.5	***	***	***	***	2.40	***
	1.5～2.5	***	***	***	***	***	***
	0.5～1.5	***	***	***	***	***	***
	～0.5	***	***	***	***	***	***

(イ) シナリオにおける発生頻度の推計

すべてのシナリオに対して実施している、リスク評価及びコントロール評価について、評価項目ごとに上述のウエイトを勘案したうえで、リスク評価項目及びコントロール評価項目のそれぞれの合計点を算出します。そのうえで、平均頻度評価テーブルにおけるリスク評価及びコントロール評価のマトリクス上の発生頻度を求めることによって、各シナリオの発生頻度(シナリオの事象が1年間に発生する回数)を推計します。

ウ. シナリオにおける損失発生規模の推計

各シナリオの損失発生規模を推計するにあたっては、原則として、三井住友銀行の過去の業務取扱量を用いて、損失発生規模の分布を生成することとしております。具体的には、シナリオを導出するにあたって分類した対象商品・業務ごとに、過去の業務の取扱量が対数正規分布にしたがって分布していると仮定して、損失規模分布を生成します。

エ. 「低頻度・高額損失」の発生頻度の推計

4つの損失額(1億円、10億円、50億円、100億円)における発生頻度は、シナリオごとに対数正規分布を適用して、それぞれの損失額における発生確率を求めることによって推計されます。

シナリオを導出するにあたって分類した対象商品・業務ごとに、上述の通り、過去の業務の取扱量を対数正規分布にしたがっていると仮定しているため、1年間に1件の損失事象が発生すると仮定した場合における損失額は、同様に対数正規分布にしたがうと考えることができます。したがって、この場合において、4つの損失額における発生頻度は、同分布における損失額として、それぞれの4つの損失額を代入することによって算出されます。

1年間に1件の損失事象が発生すると仮定した場合は上述のとおりですが、1年間に複数の損失が発生する場合におきましては、それぞれの損失事象は互いに独立して発生すると考えられることから、1年間に1件の損失事象が発生すると仮定した場合において算出された確率に対して、複数の件数をべき乗することによって算出できると考えられます。

1年当たりの損失発生件数はシナリオごとに平均頻度評価テーブルを用いて推計されているので、上述の対数正規分布を適用して求められる確率に平均頻度評価テーブルによって求められた1年当たりの損失発生件数をべき乗することによって、4つの損失額における発生頻度を推計することができます。

このようにシナリオごとに4つの損失額の発生頻度を推計したうえで、イベントタイプごとに当社連結・三井住友銀行連結・三井住友銀行単体の単位でそれぞれ合計したものを、計量化モデルに投入しております。

②内部損失データ等による検証

当社及び三井住友銀行では、重大なオペレーショナルリスクを伴うシナリオについて、四半期毎に内部損失データ、外部損失データ、業務環境及び内部統制要因による検証を実施しています。具体的には、当社及び三井住友銀行にて収集した上記データを使って、シナリオの導出漏れがないか、シナリオの評価は妥当かを四半期毎に見直すことにより、シナリオの網羅性・妥当性を確保しております。

ア. 内部損失データによるシナリオの見直し

当社及び三井住友銀行におきましては、原則として、回収前の損失金額が1円以上の内部損失データを収集しております。このうち、一定の基準に該当する内部損失データを抽出したうえで、損失事象の内容を検討して、シナリオの見直しの要否を判定しております。具体的には、既に当行においてシナリオが存在しているのか、シナリオが存在している場合に損失事象で発生した損失額とシナリオの評価額の乖離が許容範囲であるか、などといった検討事項を複数設定したうえで、一定のロジックにしたがって、シナリオの見直しの要否を判断できるようにしております。

シナリオの見直しが必要とされた場合は、該当の内部損失データをもとに、再アセスメントを実施することにより、シナリオの新規導出やシナリオ評価の見直しなどを検討して、内部損失データを適切にシナリオへ反映しております。

イ. 外部損失データによるシナリオの見直し

当社及び三井住友銀行では、新聞記事などのマスコミ報道や業者から購入したデータをもとに、6,000件余りの外部損失データのデータベースを保有しており、グループ会社間で共有できる枠組みを構築しております。

このうち、一定の基準に該当する外部損失データを抽出したうえで、損失事象の内容を検討して、シナリオの見直しの要否を判定しております。具体的には、既に当行においてシナリオが存在しているのか、シナリオが存在している場合に損失事象で発生した損失額とシナリオの評価額の乖離が許容範囲であるか、などといった検討事項を複数設定したうえで、一定のロジックにしたがって、シナリオの見直しの要否を判断できるようにしております。

シナリオの見直しが必要とされた場合は、該当の外部損失データをもとに、再アセスメントを実施することにより、シナリオの新規導出やシナリオ評価の見直しなどを検討して、外部損失データを適切にシナリオへ反映しております。

ウ. 業務環境及び内部統制要因によるシナリオの見直し

当社及び三井住友銀行では、業務環境及び内部統制要因として、法令改正、内部規程改定、新種業務・商品にかかるデータを収集しております。この収集したデータに対して、定期的にシナリオの見直しの要否を検討するとともに、これ以外の事象であっても、重大な業務環境要因等の変化が発生した場合には、随時シナリオの見直しを検討する体制としております。

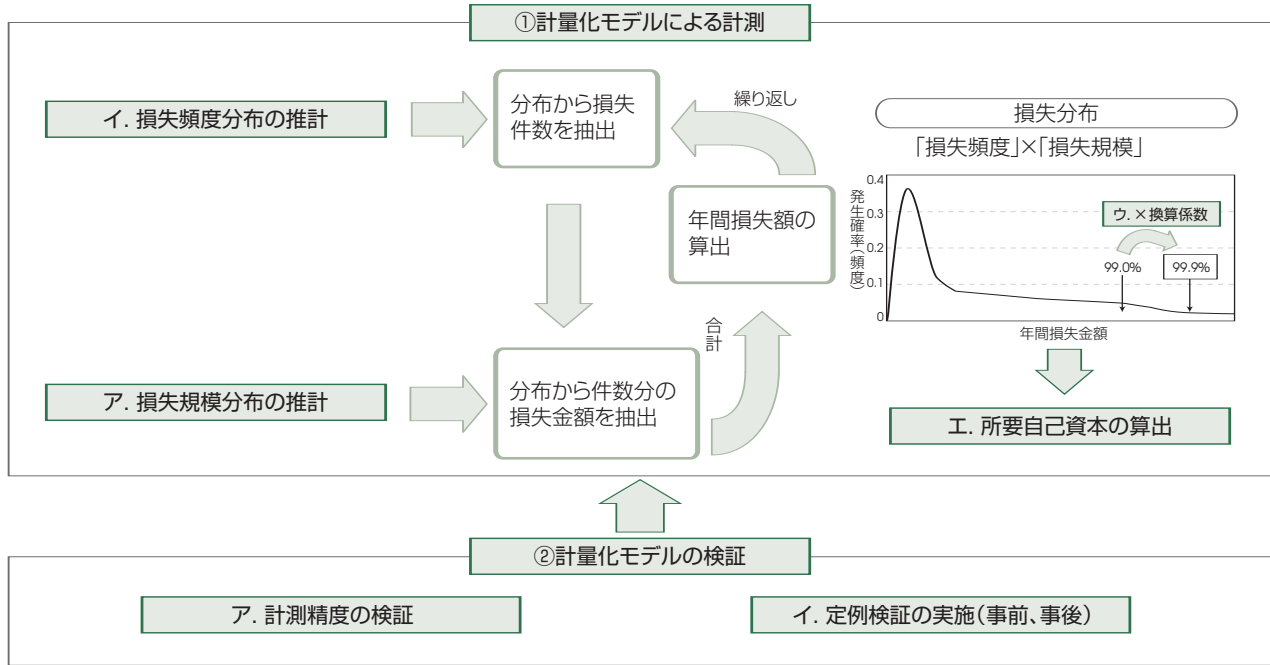
シナリオの見直しが必要とされた場合は、該当の業務環境及び内部統制要因をもとに、再アセスメントを実施することにより、シナリオの新規導出やシナリオ評価の見直しなどを検討して、業務環境及び内部統制要因を適切にシナリオへ反映しております。

(2) 計量化モデルによる計測

計量化モデルによるオペレーショナルリスクの計測方法に関しては、まず収集した過去7年分の内部損失データとリスク・コントロール・アセスメントにより推計した4つの損失額における「低頻度・高額損失」が発生する頻度データを計量化モデルに投入して損失分布を作成し、同分布から信頼水準99.0%の最大損失額（以後、99.0% VaR）を推計します。さらに同額にリスク資本換算係数と呼ばれる値を乗じて99.9% VaRを推計し、バックテストの超過回数により定まる乗数を乗じて所要自己資本を算出しています。特に損失分布の推計に当たっては、損失規模分布、損失頻度分布を推計する必要があります。

また、様々な感応度分析や検証を実施することで、計量化モデルが適切に、かつ保守的にオペレーショナルリスクを計測できていることを確認しております。

以降では、下記計測手法のポイントとなる事項(ア～エ)を整理し、計測結果の検証について説明いたします。



①計量化モデルによる計測

ア. 損失規模分布の推計

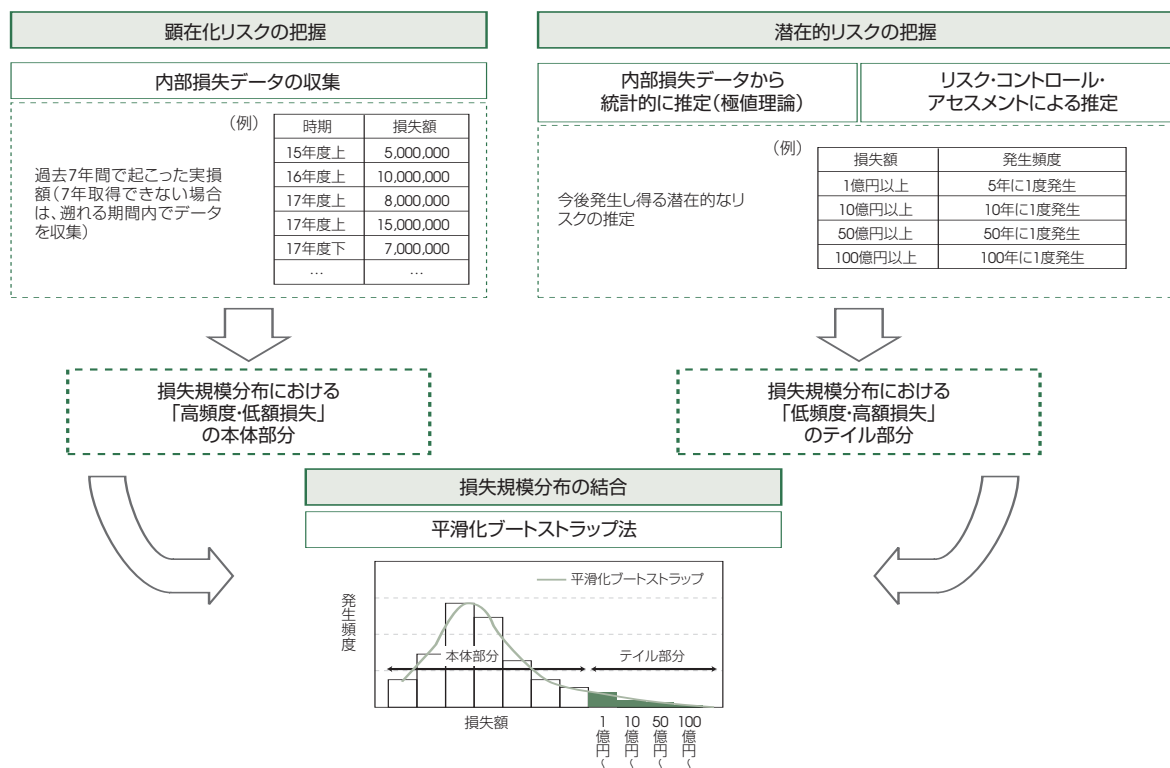
(ア) 平滑化ブートストラップ法

計量化モデルでは、損失規模に関する分布の生成において平滑化ブートストラップ法を採用しております。平滑化ブートストラップ法は分布を滑らかに結ぶ手法のひとつで、顕在化リスクと潜在的なリスクを滑らかに結ぶ手法であります。同手法は、分布全体では分布形の仮定を置きませんが、局所的に分布形の仮定を置いておりますので、一般的に知られているパラメトリック及びノンパラメトリックの長所を併せ持つ手法となっております。

ノンパラメトリックに、過去に実際に発生した内部損失データをそのまま損失規模分布に用いると、実際の観測点以外の標本を作り出すことができず、特に裾の厚い分布を表現することが困難となりますが、同データと潜在的なリスクのデータを滑らかに結ぶ本手法により、実際に発生した過去の内部損失データにはないような発生頻度の低い高額な損失（潜在的なインパクト）を作り出すことが可能となります。また、分布の生成においては、「高頻度・低額損失」の本体部分は過去の内部損失データがベースとなりますが、「低頻度・高額損失」のテイル部分は、同データだけでは情報が不十分であり、リスク・コントロール・アセスメント等により評価した潜在的なリスクの大きさ（発生頻度）を反映させることができる仕組みとなっております。このように本モデルでは、顕在化したリスクと潜在的なリスクを統合的に結合することを可能としております。本手法による損失規模分布の推計については、カーネル推定量と呼ばれる、各損失データに対してカーネル関数を適し重ね合わせて、分布を作成しております。特に、カーネル関数として対数正規分布を適用しております。

(イ) 極値理論によるリスク・コントロール・アセスメント結果の補完

潜在的なリスクの把握には、リスク・コントロール・アセスメントの結果に加えて、極値理論と呼ばれる統計手法も用いています。極値理論とは、実際に発生した高額の内部損失データから将来起こり得るリスクを統計学的に評価する手法で、リスク・コントロール・アセスメントを補完する役割を果たしております。



イ. 損失頻度分布の推計

損失頻度分布にはポアソン分布を用いております。ポアソン分布を推計するには、年間平均損失件数を推計する必要がありますが、本モデルでは単純に全損失件数の年間平均を取るのではなく、シミュレーション毎に年間平均損失件数を推計する手法を採用し、同伴数の変動を仮定する手法となっております。このような取り扱いから、過去の損失発生状況の期毎の変動をモデルの中に織り込むことが可能となり、より適切に将来起こり得る損失件数を推計することが可能となっております。

ウ. リスク資本換算係数 γ

推計した損失分布から99.0% VaRを算出し、リスク資本換算係数 γ (ガンマ、以下 γ) と呼ばれる値を乗じて99.9% VaRを推計しています。 γ を利用することで、推計精度が低くなりがちな99.9% VaRを直接推計する必要がなく、一方で比較的推計精度が高い99.0% VaRを使って、安定的な推計結果を得ることが可能となっております。

γ は99.9% VaRと99.0% VaRの割合を意味し、言い換えれば損失分布のリスクプロファイル、テイル部分の特徴を表す指標となっております。損失分布のリスクプロファイルは計測単位であるイベントタイプ毎に異なり、また当社連結、三井住友銀行連結、三井住友銀行単体の中でも異なる可能性があることを統計学的に検証しており、その特性を反映する為に γ は同単位毎に別の値を設定することを基本としております。期待損失が大きな損失分布やテイル部分が密な損失分布は γ が小さくなる等の傾向があります。

γ の当初設定に当たっては、様々な損失分布のリスクプロファイルの変化する可能性をもとに分析を行い、計量の安定性や資本の保守性を保つ値を設定しております。また、現在を含め、過去の損失分布のリスクプロファイルの変化を評価し、同変化が一定の水準以上に変化した場合に γ の見直しを実施することで、 γ に損失分布のリスクプロファイルの変化を適切に織り込むことが可能となるとともに、所要自己資本を安定的に算出できるようにしております。

エ. 所要自己資本の算出

前項までで推計した99.9% VaRに、イベントタイプ毎に、バックテストの超過回数に応じて定まる乗数を乗じて所要自己資本を算出しております。バックテストについては後述しますが、定期的と同テストを実施し、顕在化リスクが計量化モデルによるリスクの推計結果よりも大きい(バックテストで超過する)時には、事前の分析で定めた乗数を乗じる等の必要な対応を実施することで、所要自己資本の保守性を保っております。

以上から、イベントタイプごとに算出した所要自己資本を単純合算し、当社連結、三井住友銀行連結、三井住友銀行単体の所要自己資本を算出しております。

なお、所要自己資本の算出において、期待損失は控除しておりません。

②計量化モデルの検証

計量化モデルによる計測結果の妥当性(計測精度)に関しては、適切に片側99.9%の信頼区間で、期間を1年間として予想される最大のオペレーショナルリスク損失の額に相当する額を計測できていることを、様々な感応度分析や検証を実施して確認しております。ここでは、計測精度の評価方法や定期的な検証の枠組みについて説明いたします。

ア. 計測精度の検証

計量化モデルの信頼性に関しては、様々な観点での検証を通して確認しております。具体的には、計量化モデルの設計に際しての前提条件や仮定等から生じ得る計量結果の変動する可能性を定量的に把握し、特に所要資本をどの程度過小評価する可能性があるかを評価して、その可能性を後述する定例的な検証の枠組みでリカバリーすることができるかを分析しております。このように把握した過小評価する可能性をバックテストの乗数に応用し、仮に計量化モデルの推計精度が悪化した時には同乗数を乗じる枠組みを導入することで、所要自己資本を過小評価することがないようにしております。

イ. 定例検証の実施

計量化モデルの継続的な適切性の確認のために、定例的に検証を実施しております。具体的には、計測結果の適切性を総合的に判断する事後検証(バックテスト)、及び計測する前に計量化モデルの推計精度を検証する事前検証の大きく2つに大別されます。

以下では、これら検証の枠組みについて説明いたします。

(ア) 事後検証(バックテスト)

バックテストとは、計量化モデルの推計結果と実際に発生した損失額との比較を行い、計量化モデルによる計測結果の保守性や妥当性を事後的に検証するものであります。実際の損失が計量化モデルによる推計結果よりも大きく発生した時には(バックテストで超過するといわれます)、同テストの超過回数に応じて定まる乗数を乗じて、計測結果の保守性を維持するように対応しております。

バックテストは計量化モデルのようなVaR(統計)モデルの適切性を総合的に検証するものとしてよく知られている方法であります。ここでは、同テストが十分に機能すると考えられる信頼水準値の最大損失額を求め、その値と実際に発生した損失額を比較する枠組みとすることで、同テストの実効性を高めております。

(イ) 事前検証

事前検証とは、バックテストで用いる乗数値は計量化モデルを過小評価する可能性から決定しておりますが、その過小評価する可能性(モデルリスク)が拡大していないかどうかを実際に計量化モデルによる計測の前に定期的に検証するものであります。この検証により、バックテストで用いる乗数値の保守性を確認し、モデルリスクが顕在化していないかどうかを継続的に検証しております。

3. 保険によるリスク削減の有無

平成21年3月末基準において、保険によるオペレーショナルリスクの削減は実施しておりません。

4. オペレーショナルリスクに対する手法毎の所要自己資本の額

(単位：億円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
先進的計測手法	2,245	2,235
基礎的手法	437	216
合計	2,682	2,451